

【参考】平成25年度見直し対象14法人の概要

	頁
〔第1WG担当〕	
海洋研究開発機構	1
〔第2WG担当〕	
日本司法支援センター	3
中小企業基盤整備機構	4
環境再生保全機構	5
〔第3WG担当〕	
日本学生支援機構	6
国立高等専門学校機構	8
大学評価・学位授与機構	10
国立大学財務・経営センター	11
〔第4WG担当〕	
都市再生機構	13
奄美群島振興開発基金	14
〔第5WG担当〕	
労働者健康福祉機構	15
国立病院機構	16
医薬品医療機器総合機構	17
年金・健康保険福祉施設整理機構	18
	頁

(独) 海洋研究開発機構

所 管	文部科学省	主管課	研究開発局海洋地球課	中期目標期間	第1期：平成16年4月1日～21年3月31日（5年間） 第2期：平成21年4月1日～26年3月31日（5年間）																																																																																															
沿 革	昭46.10 認可法人海洋科学技術センター → 平16.4 独立行政法人海洋研究開発機構 昭37.4 東京大学海洋研究所 → (研究船「淡青丸」、「白鳳丸」及びその運航組織を移管)																																																																																																			
組織体制	本部所在地：神奈川県横須賀市夏島町2番地15 地方支所等：5ヶ所（むつ研究所、国際海洋環境情報センター（GODAC）、横浜研究所、高知コア研究所、東京事務所）																																																																																																			
役職員数	役員数：理事長（1）、理事（常勤3、非常勤0）、監事（常勤1、非常勤1）（平成25年1月1日現在） 職員数： <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 40%;">職 種</th> <th style="width: 8%;">H21.4.1</th> <th style="width: 8%;">H22.4.1</th> <th style="width: 8%;">H23.4.1</th> <th style="width: 8%;">H24.4.1</th> <th style="width: 8%;">H25.4.1</th> <th style="width: 19%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">常 勤</td> <td>定年制研究系職種</td> <td style="text-align: center;">63</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>定年制事務・技術系職種</td> <td style="text-align: center;">198</td> <td style="text-align: center;">202</td> <td style="text-align: center;">211</td> <td style="text-align: center;">213</td> <td style="text-align: center;">213</td> <td>H23：留保していた退職者の補てん</td> </tr> <tr> <td>任期制研究系職種</td> <td style="text-align: center;">332</td> <td style="text-align: center;">337</td> <td style="text-align: center;">338</td> <td style="text-align: center;">339</td> <td style="text-align: center;">328</td> <td></td> </tr> <tr> <td>任期制事務・技術系職種</td> <td style="text-align: center;">104</td> <td style="text-align: center;">115</td> <td style="text-align: center;">118</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">138</td> <td>H22：委託業務内製化、H25：退職者・業務量増</td> </tr> <tr> <td>船員</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出向契約職員</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td>H24：調査船舶・探査機建造</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">167</td> <td style="text-align: center;">167</td> <td style="text-align: center;">195</td> <td style="text-align: center;">210</td> <td style="text-align: center;">229</td> <td>H23～：派遣労働者直接雇用、H24～：契約業務等の業務量増</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非 常 勤</td> <td>任期制研究系職種</td> <td style="text-align: center;">95</td> <td style="text-align: center;">99</td> <td style="text-align: center;">112</td> <td style="text-align: center;">131</td> <td style="text-align: center;">154</td> <td>H23：研究分野拡大等による招聘研究者増</td> </tr> <tr> <td>任期制事務・技術職種</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出向契約職員</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">63</td> <td style="text-align: center;">72</td> <td style="text-align: center;">87</td> <td>H22：コア試料保管作業増、委託業務内製化、H25：外部資金による短期雇用者増</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">1,092</td> <td style="text-align: center;">1,142</td> <td style="text-align: center;">1,187</td> <td style="text-align: center;">1,228</td> <td style="text-align: center;">1,296</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						職 種	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1		常 勤	定年制研究系職種	63	59	57	53	55		定年制事務・技術系職種	198	202	211	213	213	H23：留保していた退職者の補てん	任期制研究系職種	332	337	338	339	328		任期制事務・技術系職種	104	115	118	110	138	H22：委託業務内製化、H25：退職者・業務量増	船員	49	48	46	46	46		出向契約職員	24	27	33	42	41	H24：調査船舶・探査機建造	その他	167	167	195	210	229	H23～：派遣労働者直接雇用、H24～：契約業務等の業務量増	非 常 勤	任期制研究系職種	95	99	112	131	154	H23：研究分野拡大等による招聘研究者増	任期制事務・技術職種	11	12	13	12	5		出向契約職員	0	1	1	0	0		その他	49	75	63	72	87	H22：コア試料保管作業増、委託業務内製化、H25：外部資金による短期雇用者増		合計	1,092	1,142	1,187	1,228	1,296	
	職 種	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1																																																																																														
常 勤	定年制研究系職種	63	59	57	53	55																																																																																														
	定年制事務・技術系職種	198	202	211	213	213		H23：留保していた退職者の補てん																																																																																												
	任期制研究系職種	332	337	338	339	328																																																																																														
	任期制事務・技術系職種	104	115	118	110	138	H22：委託業務内製化、H25：退職者・業務量増																																																																																													
	船員	49	48	46	46	46																																																																																														
	出向契約職員	24	27	33	42	41	H24：調査船舶・探査機建造																																																																																													
	その他	167	167	195	210	229	H23～：派遣労働者直接雇用、H24～：契約業務等の業務量増																																																																																													
非 常 勤	任期制研究系職種	95	99	112	131	154	H23：研究分野拡大等による招聘研究者増																																																																																													
	任期制事務・技術職種	11	12	13	12	5																																																																																														
	出向契約職員	0	1	1	0	0																																																																																														
	その他	49	75	63	72	87	H22：コア試料保管作業増、委託業務内製化、H25：外部資金による短期雇用者増																																																																																													
	合計	1,092	1,142	1,187	1,228	1,296																																																																																														
法人の目的	平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。（独立行政法人海洋研究開発機構法（以下「機構法」という。）第4条より）																																																																																																			
業務の範囲	① 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。 ② 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ③ 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。 ④ 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。 ⑤ 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 ⑥ 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。 ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 （①～⑦は、機構法第17条による。）																																																																																																			

(単位：百万円)

H20～23 年度に おける 決算額 (H24、 H25は 予算額)	【収入】	H20	H21	H22	H23	H24	H25	【支出】	H20	H21	H22	H23	H24	H25
		・運営費交付金	38,431	38,560	36,337	36,028	36,354	34,449	・一般管理費	1,317	1,356	1,307	1,305	1,416
	・施設費補助金	330	560	450	3,946	28,719	1,027	・事業経費	41,720	37,084	37,024	32,568	36,447	34,674
	・補助金収入	11	211	3,427	3,818	11,079	818	・施設費	322	483	433	3,904	28,719	1,027
	・事業費収入	2,766	3,191	1,808	949	1,509	1,509	・補助金事業	11	211	2,859	3,818	5,938	818
								・東日本大震災復興 地球観測システム 研究開発費	—	—	—	—	5,141	
	・受託収入	4,473	6,211	3,143	7,545	2,937	2,406	・受託経費	4,374	6,087	4,081	7,725	2,937	2,406
	合計	46,010	48,734	45,165	52,286	80,598	40,209	合計	47,744	45,221	45,704	49,318	80,598	40,209

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

- ・平成23年度の施設費補助金及び施設費の増加は、補正予算による交付額の増加による。
- ・平成23年度の受託収入及び受託経費の増加は、海外資源掘削の受託があったことなどによる。
- ・平成23年度の事業等収入の減少は、地球シミュレータ利用収入の一部が運営費交付金として財源措置されたことなどによる。
- ・平成23年度の事業経費の減少は、事業の繰越があったことなどによる。
- ・平成23年度の補助金事業の増加は、前年度からの繰越事業が執行されたことなどによる。
- ・平成22年度の補助金収入及び補助金事業の増加は、新たな補助金(地球観測システム研究開発費補助金、最先端研究開発戦略的強化費補助金、高性能汎用計算機高度利用事業費補助金)の交付による。
- ・平成22年度の事業等収入の減少は、事業外収入が減少したことなどによる。
- ・平成22年度の受託収入及び受託経費の減少は、平成21年度に終了した地震・津波観測監視システム構築の受託がなかった(地球観測システム研究開発費補助金となった)ことなどによる。
- ・平成21年度の受託収入の増加は、平成20年度補正予算による受託研究の入金が当該年度にあったことなどによる。
- ・平成21年度の補助金収入の増加は、新たな補助金(研究開発施設共用等促進費補助金)の交付による。
- ・平成20年度の受託収入及び受託経費の減少は、平成19年度に終了した海外資源掘削の受託がなかったことなどによる。

日本司法支援センター

所 管	法務省	主管課	大臣官房 司法法制部司法法制課					中期目標期間	第2期：平成22年4月1日～26年3月31日（4年間）					
沿 革	H16.6.2 総合法律支援法（平成16年法律第74号）公布 H18.4.10 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）設立 H18.10.2 法テラス業務開始													
組織体制	本部所在地：東京都中野区 地方支所：地方事務所（地方裁判所本庁所在地50）、支部（11）、出張所（12）、地域事務所（36）													
役職員数	役員数：理事長（1）、理事4（常勤1、非常勤3）、監事2（非常勤2）（H25.1.1現在） 常勤職員数：859名 うち常勤弁護士247名（H25.1.1現在）													
法人の目的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援に関する事業を迅速かつ適切に行うこと。													
業務の範囲	（1）本来業務（総合法律支援法第30条第1項、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律第3条第1項） ① 情報提供業務 利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務 ② 民事法律扶助業務・震災法律援助業務 民事法律扶助業務とは、経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談（法律相談援助）を行い、弁護士又は司法書士の費用等の立替え（代理援助、書類作成援助）を行う業務 震災法律援助とは、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、「震災法律相談援助」、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「震災代理援助」「震災書類作成援助」「震災附帯援助」）業務 ③ 国選弁護等関連業務（国からの受託事業） 国選弁護人（刑事事件）又は国選付添人（少年事件）になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務 ④ 司法過疎対策業務 身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために、法テラスの「地域事務所」（常勤弁護士を配置）設置等を行う業務 ⑤ 犯罪被害者支援業務 犯罪の被害にあわれた方や御家族の方等が、その被害に係る刑事手続に適切に関与したり、損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報の提供、必要な支援に係る窓口の案内、必要に応じた弁護士の紹介等を行う業務 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務 （2）受託業務（総合法律支援法第30条第2項） 国、地方公共団体、非営利法人等の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務 ・ 日本弁護士連合会委託援助業務：日本弁護士連合会からの委託による、総合法律支援法が規定する民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務 ・ 中国残留孤児援護基金委託援助業務：（公財）中国残留孤児援護基金からの委託による、中国残留邦人等のうち身元が判明している方に対して、戸籍に関する手続を行う際に、弁護士による法的援助を提供する業務													
H20～24年度における決算額（H25は予算額） （単位：億円） ※千万円以下は四捨五入して記載	【収入】	H20	H21	H22	H23	H24	H25(予算)	【支出】	H20	H21	H22	H23	H24	H25(予算)
	・前年度繰越金	16	16	4	12	37	-	・一般管理費	60	60	71	77	74	69
	・運営費交付金	104	129	155	166	161	128	・事業経費	137	180	191	180	179	203
	・政府出資金	0	0	-	-	-	-	・受託経費（国選弁護）	83	126	148	153	154	157
	・受託収入	99	143	165	172	175	181	・受託経費（日弁連委託援助）	16	17	17	18	21	24
	・補助金等収入	3	2	1	1	1	1	合 計	296	383	427	429	428	453
	・事業収入	90	104	111	114	109	120							
	・事業外収入	1	1	1	2	1	23							
	合 計	312	395	438	465	483	453							

(独) 中小企業基盤整備機構

所 管	経済産業省	主管課	中小企業庁 参事官室	中期目標期間	平成 21 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日 (5 年間)									
沿 革	<p>昭和 33.7 中小企業信用保険公庫 → 昭和 38.8 日本中小企業指導センター → 昭和 42.8 中小企業振興事業団 → 昭和 55.10 中小企業事業団 → 平成 11.7 中小企業総合事業団 (信用保険業務を除く)</p> <p>昭和 40.12 小規模企業共済事業団 → 昭和 53.4 中小企業共済事業団</p> <p>昭和 42.9 繊維工業構造改善事業協会 → 平成 6.4 繊維産業構造改善事業協会</p> <p>昭和 53.7 特定不況産業信用基金 → 昭和 62.5 産業基盤整備基金 (省エネ・リサイクル業務を除く) → 平成 16.7.1 独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>昭和 37.7 産炭地域振興事業団 → 昭和 47.10 工業再配置・産炭地域振興公団 → 昭和 49.8 地域振興整備公団 (地方都市開発整備等業務を除く)</p>													
組織体制	<p>本部所在地：〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル</p> <p>地方支所等：9 地域本部 (札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡)、 1 事務所 (沖縄)、 9 中小企業大学校 (旭川、仙台、東京、三条、瀬戸、関西、広島、直方、人吉)</p>													
役職員数	<p>役員数：理事長1(常勤)、副理事長1(常勤)、理事8(常勤)、監事3(常勤2、非常勤1) (H25年1月1日現在)</p> <p>常勤職員数：785名 (H25.1.1)</p>													
法人の目的	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。</p>													
業務の範囲	<p>I. <u>新たな価値を創造する事業展開の促進</u></p> <p>1. 売れる商品づくりや市場開拓等への挑戦に対してプラン策定の段階からの一貫した支援</p> <p>2. 市場動向や経営・技術環境の変化に即応した質の高い支援</p> <p>3. マッチング機会の提供やファンド組成を通じた資金提供等の多様な支援 (①販路、資金等のマッチング機会の提供、②資金供給の円滑化による中小企業者のチャレンジを推進、③インキュベーションマネージャー等による事業者支援)</p> <p>II. <u>経営基盤の強化</u></p> <p>1. 多様な支援機関・人材の「つながり力」を強化し連携により相乗効果を向上 (①地域支援機関等の支援機能の向上支援、②地域支援機関職員等に対する研修の実施)</p> <p>2. 中小企業の経営力強化に役立つノウハウや情報の提供 (①経営情報等の提供機能の充実、②経営課題の円滑な対応、③経営者等の知見の充実等)</p> <p>3. 未来志向の地域経済の活性化への取組み (①中小企業者の連携・共同化の推進及び集積の活性化、②地域の経営資源の活用等による事業化支援、③中心市街地、商店街等における商業機能強化支援)</p> <p>III. <u>経営環境の変化への対応の円滑化</u></p> <p>1. 中小企業の事業再編・転換等の促進 (①中小企業再生支援協議会への支援、②再生ファンドの組成促進等、2. 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、</p> <p>3. 災害等への機動的な対応</p> <p>IV. <u>期限が定められている業務</u></p> <p>1. 産業用地分譲業務等 (H26年3月まで)、2. 繊維業務 (H22年5月まで)、3. 産業集積活性化業務 (個別法上「当分の間」とされている)</p>													
H20～24 年度に おける決算額 (H25 年度は 予算額)	【収 入】	H20	H21	H22	H23	H24	H25 予算	【支 出】	H20	H21	H22	H23	H24	H25 予算
(単位：億円)	<法人全体>							<法人全体>						
	運営費交付金	216.4	213.0	202.7	507.4	241.6	227.2	業務経費	7,422.8	7,322.8	6,771.7	7,039.4	7,241.1	7,921.1
	施設整備費補助金	5.2	-	-	-	-	-	貸付金	6,749.1	5,915.5	5,624.8	5,981.8	5,421.6	5,172.7
	その他の補助金等	1.7	7.1	4.6	292.6	663.2	-	他勘定貸付金	-	-	-	95.0	90.0	75.0
	政府出資金	5.7	250.0	-	445.0	134.0	-	出資金	93.3	75.8	53.3	128.2	186.3	1,169.8
	借入金等	126.1	133.2	124.3	97.8	92.9	77.8	受託経費	47.9	41.6	4.4	1.1	0.7	0.5
	貸付等回収金	5,700.8	6,474.8	5,869.1	5,807.0	6,158.8	5,436.7	借入金等償還	483.5	253.2	232.8	112.9	99.2	81.5
	貸付金利息	98.4	99.0	86.8	93.1	82.3	73.2	支払利息	11.6	5.2	2.5	0.8	5.5	0.2
	業務(事業)収入	5,815.6	5,714.0	5,742.5	6,064.9	6,816.8	6,810.1	代位弁済費	0.1	-	1.3	-	-	5.5
	運用収入	1,056.4	3,237.9	1,052.8	1,286.0	3,575.7	1,027.2	一般管理費	17.1	16.0	15.0	15.0	13.7	15.5
	受託収入	46.7	44.4	4.3	1.1	0.7	0.5	その他支出	0.1	2.6	37.8	501.7	90.7	0.2
	その他収入	19.3	29.1	23.1	23.9	24.4	18.3	計	14,825.6	13,632.6	12,743.7	13,876.0	13,145.0	14,442.0
	計	13,092.3	16,202.5	13,110.0	14,618.7	17,790.7	13,670.8							

(独) 環境再生保全機構

所 管	環境省	主管課	総合環境政策局総務課				中期目標期間	平成 21 年4月1日～26 年3月 31 日(5年間)				
沿 革	昭和 49.6 (特)公害健康被害補償協会 → 昭和 63.3 (特)公害健康被害補償予防協会 → 平 16.4 独立行政法人環境再生保全機構 昭和 40.10 (特)公害防止事業団 → 平成 4.10 (特)環境事業団 ↑ ※環境事業団が行っていたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業・環境浄化器財貸付業務・環境情報提供業務を除く											
組織体制	本部所在地:神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー											
役職員数	役 員 数: 理事長(1)、理事(常勤3)、監事(常勤1、非常勤1)(H25.1. 1 現在) 常勤職員数: 143 人 (H25.1. 1 現在)											
法人の目的	(※独立行政法人環境再生保全機構法第3条) 公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること											
業務の範囲	1 公害健康被害補償業務:公害健康被害者を迅速かつ公正に救済するため、民事責任を踏まえて汚染原因者の費用負担により、補償給付等を行う業務(公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」)に基づく業務) 2 公害健康被害予防事業:大気汚染の原因者である事業者等から拠出された拠出金と国からの出資金による基金の運用益により、大気汚染の影響による健康被害を予防するための事業を実施(補償法に基づく事業) 3 地球環境基金事業:民間団体が行う環境保全に関する活動を支援する助成事業及び振興事業 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成業務:国、都道府県からの補助金等からなる PCB 廃棄物処理基金により、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理に係る費用を軽減 5 最終処分場維持管理積立金の管理業務:廃棄物最終処分場の設置者が処分場の埋立終了後、その維持管理に必要な費用を埋立期間中に機構に積み立て、機構がこれを管理 6 石綿健康被害救済業務:石綿により指定疾病にかかった者及び指定疾病による死亡者の遺族に対し、医療費、特別遺族弔慰金等を支給(石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく業務) 7 上記業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集・整理・提供、研修 8 承継業務:旧環境事業団から承継された建設譲渡事業又は貸付け事業に係る割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収											
H21～25 年度に おける決算額 (H25 は予算額) (単位:億円)	【収 入】	H21	H22	H23	H24	H25 予算	【支 出】	H21	H22	H23	H24	H25 予算
	運営費交付金	21	20	19	18	15	業務経費 うち	591	560	549	546	625
	国庫補助金	59	54	49	18	20	○公害健康被害補償 予防業務	513	499	485	467	477
	その他の政府交付金	195	196	182	177	177	○石綿健康被害救済 業務	54	34	34	40	100
	都道府県補助金	20	19	14	14	15	○基金業務	20	23	26	35	42
	長期借入金	60	20	0	28	35	○承継業務	4	4	3	3	5
	環境再生保全機構債券	50	50	50	-	-	借入金償還	333	259	211	192	137
	業務収入	601	568	546	521	488	支払利息	16	12	8	5	3
	受託収入	0	0	0	0	-	一般管理費	8	7	7	7	8
	運用収入	14	14	13	12	13	受託経費	0	0	0	0	-
	その他収入	9	9	6	5	3	その他の支出	21	-	-	-	-
	合 計	1,030	950	879	794	766	合 計	970	838	775	751	773

(独) 日本学生支援機構

所 管	文部科学省	主管課	文部科学省高等教育局学生・留学生課	中 期 目 標 期 間	平成 21 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日（5 年間）																																			
沿 革	<p>昭 18. 10 財団法人大日本育英会 → 昭 28. 8 日本育英会 → _____</p> <p>昭 32. 3 財団法人日本国際教育協会 → _____</p> <p>昭 20. 7 財団法人勤労学徒援護会 → 昭 22. 1 財団法人学徒援護会 → 平元. 4 財団法人内外学生センター → _____ → 平 16. 4 独立行政法人日本学生支援機構</p> <p>昭 10. 12 国際学友会 → 昭 15. 12 財団法人国際学友会 → _____</p> <p>昭 31. 6 財団法人関西国際学友会 → _____</p>																																							
組織体制	<p>本部所在地：神奈川県横浜市緑区</p> <p>地方機関等：市谷事務所（東京都新宿区）、駒場事務所（東京都目黒区）、青海事務所（東京都江東区）、日本語教育センター（東京、大阪）、東京国際交流館（東京都江東区）、地方ブロック 7 支部（北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州）、海外事務所 4 か所（インドネシア、韓国、タイ、マレーシア）</p>																																							
役職員数	<p>役員数： 理事長（1）、理事（常勤4）、監事（常勤1、非常勤1）（平 25. 4. 1 現在）</p> <p>職員数： _____（単位：人、各年度 4 月 1 日現在（実員ベース））</p> <table border="1" data-bbox="359 1077 1748 1268"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤職員</td> <td>460</td> <td>445</td> <td>455</td> <td>474</td> <td>479</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td> 管理職</td> <td>70</td> <td>69</td> <td>67</td> <td>68</td> <td>65</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td> 〃 以外</td> <td>390</td> <td>316</td> <td>388</td> <td>406</td> <td>414</td> <td>414</td> </tr> <tr> <td>非常勤職員</td> <td>206</td> <td>279</td> <td>257</td> <td>275</td> <td>296</td> <td>285</td> </tr> </tbody> </table>					職種	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	常勤職員	460	445	455	474	479	480	管理職	70	69	67	68	65	66	〃 以外	390	316	388	406	414	414	非常勤職員	206	279	257	275	296	285
職種	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度																																		
常勤職員	460	445	455	474	479	480																																		
管理職	70	69	67	68	65	66																																		
〃 以外	390	316	388	406	414	414																																		
非常勤職員	206	279	257	275	296	285																																		
法人の目的	<p>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校等の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与する。</p> <p>（独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号）（以下「機構法」という。）第 3 条）</p>																																							
業務の範囲	<p>① 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。</p> <p>② 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。</p> <p>③ 外国人留学生の寄宿舍その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。</p> <p>④ 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。</p> <p>⑤ 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。</p> <p>⑥ 外国人留学生の寄宿舍を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。</p> <p>⑦ 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。</p> <p>⑧ 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>⑨ 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>⑩ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>（機構法第 13 条）</p>																																							

	【収入】							【支出】						
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H20	H21	H22	H23	H24	H25		
H20～23年度に おける決算額 (H24～25年度 は予算額) (単位:百万円)	・借入金等	971,693	1,191,620	1,580,579	1,655,650	1,692,026	1,783,824	・学資金貸与事業費	892,496	959,592	1,011,816	1,058,589	1,126,315	1,198,168
	・高等学校等 奨学金事業 交付金	29,139	28,092	27,044	24,044	20,037	13,465	・一般管理費	2,668	2,603	2,520	2,361	2,486	2,325
	・運営費交付 金	19,289	26,172	17,839	15,755	15,119	13,922	うち、人件費(管理系)	1,214	1,058	1,094	1,089	1,185	1,140
	・国庫補助金	5,323	8,876	8,276	9,142	10,362	10,515	物件費	1,454	1,545	1,426	1,272	1,301	1,185
	・施設整備費 補助金	48	47	-	64	-	-	・業務経費	20,067	19,349	19,411	18,108	16,702	17,188
	・受託収入	266	652	727	297	81	-	貸与事業を除く事業費	15,055	14,154	13,552	12,409	11,161	11,185
	・貸付回収金	356,700	400,960	456,651	504,950	502,139	555,707	うち、人件費(事業系)	3,428	3,283	3,193	3,092	3,109	3,173
	・貸付金利息	16,633	20,355	24,557	28,981	31,980	33,437	物件費	11,627	10,871	10,359	9,317	8,052	8,012
	・政府補給金	18,681	20,820	15,451	14,182	22,040	16,225	貸与事業業務経費	5,012	5,195	5,859	5,699	5,541	6,004
	・事業収入	1,718	1,711	1,682	1,505	487	816	・特殊経費(退職手当特別分)	113	8,133	636	352	201	84
	・雑収入	2,667	2,894	3,367	3,585	3,783	4,860	・高等学校等奨学金事業 移管業務費	29,139	28,092	27,044	24,044	20,037	13,465
								・借入金等償還	429,196	628,346	1,005,156	1,056,216	1,100,156	1,177,346
								・借入金等利息償還	34,077	37,860	38,814	38,975	53,355	51,500
								・施設整備費	48	47	-	64	-	-
							・大学改革推進等補助金 経費	56	13	12	15	-	-	
							・障害者保健福祉推進事 業補助金経費	-	-	-	-	-	-	
							・留学生交流支援事業費 補助金経費	1,758	4,135	3,541	4,155	5,322	5,225	
							・奨学金業務システム開 発費補助金経費	0	954	611	183	-	-	
							・受託経費	266	652	727	297	81	-	
	合 計	1,422,157	1,702,200	2,136,173	2,258,155	2,298,054	2,432,770	合 計	1,409,885	1,689,774	2,110,288	2,203,358	2,324,654	2,465,301

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(独)国立高等専門学校機構

所管	文部科学省	主管課	高等教育局 専門教育課	中期目標期間	平成21年4月1日～26年3月31日(5年間)																																																																																																			
沿革	昭37.4 文部省国立高等専門学校 → 平13.4 文部科学省国立高等専門学校 → 平16.4 独立行政法人国立高等専門学校機構 ※ その他、業務移管等 ・昭36.4 我が国経済の高度成長を背景に、産業界からの強い要望に応えるため、実戦的技術者の養成を目指し、中学校卒業者を入学資格とする5年制の高等教育機関として、学校教育法の改正により、工業に関する高等専門学校を制度化 ・昭37.4 国立工業高等専門学校12校(函館、旭川、福島、群馬、長岡、沼津、鈴鹿、明石、宇部、高松、新居浜、佐世保)を設置 ・昭38.4 国立工業高等専門学校12校(八戸、宮城、鶴岡、長野、岐阜、豊田、津山、阿南、高知、有明、大分、鹿児島)を設置 ・昭39.4 国立工業高等専門学校12校(苫小牧、一関、秋田、茨城、富山、奈良、和歌山、米子、松江、呉、久留米、都城)を設置 ・昭40.4 国立工業高等専門学校7校(釧路、小山、東京、石川、福井、舞鶴、北九州)を設置 ・昭42.4 学校教育法の改正により、商船に関する学科の設置を制度化。国立商船高等専門学校5校(富山商船、鳥羽商船、広島商船、大島商船、弓削商船)を設置 国立工業高等専門学校1校(木更津)を設置 ・昭46.4 国立電波工業高等専門学校3校(仙台電波、詫間電波、熊本電波)を設置 ・昭49.4 国立工業高等専門学校2校(徳山、八代)を設置 ・平14.4 国立工業高等専門学校1校(沖縄)を設置【学生受け入れ:平成16年4月】 ・平21.10 同一県内にある国立工業高等専門学校等8校を4校(仙台、富山、香川、熊本)に高度化再編																																																																																																							
組織体制	本部:東京都八王子市東浅川町701-2 竹橋オフィス:東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター10F 高専:51校																																																																																																							
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤5、非常勤1)、監事(非常勤2) (H25.5.1現在) ○ 常勤職員数 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">教員</th> <th colspan="5">職員</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">前年度比</th> </tr> <tr> <th>校長</th> <th>教員</th> <th>小計</th> <th>事務職員</th> <th>技術職員</th> <th>医療職員</th> <th>海事職員 (教員除く)</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>53</td> <td>3,881(2)</td> <td>3,934(2)</td> <td>1,628(60)</td> <td>782(5)</td> <td>69</td> <td>24</td> <td>2,503(65)</td> <td>6,437</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>52</td> <td>3,860(1)</td> <td>3,912(1)</td> <td>1,608(58)</td> <td>760(6)</td> <td>68</td> <td>25</td> <td>2,461(64)</td> <td>6,373</td> <td>▲ 64</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>51</td> <td>3,844(1)</td> <td>3,895(1)</td> <td>1,569(61)</td> <td>754(5)</td> <td>64</td> <td>25</td> <td>2,412(66)</td> <td>6,307</td> <td>▲ 66</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>51</td> <td>3,839(2)</td> <td>3,890(2)</td> <td>1,573(65)</td> <td>755(5)</td> <td>59</td> <td>25</td> <td>2,412(70)</td> <td>6,302</td> <td>▲ 5</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>51</td> <td>3,816(2)</td> <td>3,867(2)</td> <td>1,584(67)</td> <td>753(4)</td> <td>57</td> <td>25</td> <td>2,419(71)</td> <td>6,286</td> <td>▲ 16</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>51</td> <td>3,813(5)</td> <td>3,864(5)</td> <td>1,592(71)</td> <td>764(3)</td> <td>58</td> <td>25</td> <td>2,439(74)</td> <td>6,303</td> <td>+ 17</td> </tr> </tbody> </table> ※1 () は、本部事務局の教職員数(内数) ※2 技術職員とは、主として教育研究に係る技術支援業務を担当する者(教室系技術職員)及び建物及び施設の営繕、保守並びに管理に関する業務を担当する者(施設系技術職員)を指す。 ○ 非常勤職員数 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20.5.1</th> <th>H21.5.1</th> <th>H22.5.1</th> <th>H23.5.1</th> <th>H24.5.1</th> <th>H25.5.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常勤職員数</td> <td>3,155</td> <td>3,117</td> <td>3,425</td> <td>3,471</td> <td>3,496</td> <td>3,712</td> </tr> </tbody> </table>						教員			職員					合計	前年度比	校長	教員	小計	事務職員	技術職員	医療職員	海事職員 (教員除く)	小計	H20	53	3,881(2)	3,934(2)	1,628(60)	782(5)	69	24	2,503(65)	6,437	—	H21	52	3,860(1)	3,912(1)	1,608(58)	760(6)	68	25	2,461(64)	6,373	▲ 64	H22	51	3,844(1)	3,895(1)	1,569(61)	754(5)	64	25	2,412(66)	6,307	▲ 66	H23	51	3,839(2)	3,890(2)	1,573(65)	755(5)	59	25	2,412(70)	6,302	▲ 5	H24	51	3,816(2)	3,867(2)	1,584(67)	753(4)	57	25	2,419(71)	6,286	▲ 16	H25	51	3,813(5)	3,864(5)	1,592(71)	764(3)	58	25	2,439(74)	6,303	+ 17		H20.5.1	H21.5.1	H22.5.1	H23.5.1	H24.5.1	H25.5.1	非常勤職員数	3,155	3,117	3,425	3,471	3,496	3,712
	教員			職員					合計	前年度比																																																																																														
	校長	教員	小計	事務職員	技術職員	医療職員	海事職員 (教員除く)	小計																																																																																																
H20	53	3,881(2)	3,934(2)	1,628(60)	782(5)	69	24	2,503(65)	6,437	—																																																																																														
H21	52	3,860(1)	3,912(1)	1,608(58)	760(6)	68	25	2,461(64)	6,373	▲ 64																																																																																														
H22	51	3,844(1)	3,895(1)	1,569(61)	754(5)	64	25	2,412(66)	6,307	▲ 66																																																																																														
H23	51	3,839(2)	3,890(2)	1,573(65)	755(5)	59	25	2,412(70)	6,302	▲ 5																																																																																														
H24	51	3,816(2)	3,867(2)	1,584(67)	753(4)	57	25	2,419(71)	6,286	▲ 16																																																																																														
H25	51	3,813(5)	3,864(5)	1,592(71)	764(3)	58	25	2,439(74)	6,303	+ 17																																																																																														
	H20.5.1	H21.5.1	H22.5.1	H23.5.1	H24.5.1	H25.5.1																																																																																																		
非常勤職員数	3,155	3,117	3,425	3,471	3,496	3,712																																																																																																		
法人の目的	国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ること																																																																																																							

業務の範囲	① 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。 ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。 ③ 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 ⑤ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。														
	【収入】	H20	H21	H22	H23	H24	H25	【支出】	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
H20～23年度に おける決算額 (H24～25年度 は予算額) (単位:百万円)	・運営費交付金	67,659	66,982	66,281	64,303	63,006	58,051	・業務経費	82,699	80,292	79,746	78,367	76,464	71,414	
	・施設整備費	6,229	7,893	1,625	2,222	2,051	29,580	(教育研究経費)	(67,188)	(65,556)	(65,825)	(65,000)	(62,424)	(57,511)	
	・国立大学財務・経営センタ							(一般管理費)	(15,511)	(14,736)	(13,921)	(13,367)	(14,040)	(13,903)	
	一施設費交付金	860	860	758	758	758	758	・施設整備費	7,089	8,753	2,324	3,050	2,809	30,338	
	・自己収入	13,492	13,730	14,075	13,691	13,458	13,363	・産学連携等研究経費等	3,494	8,355	3,490	2,640	2,390	8,785	
	(授業料等)	(12,910)	(12,946)	(13,341)	(13,077)	(12,872)	(12,777)								
	(雑収入)	(582)	(784)	(734)	(614)	(586)	(586)								
	・産学連携等研究収入、寄付														
	金収入等	3,501	8,375	3,446	3,411	2,390	8,785								
	・目的積立金取崩額	152	118	-	-	-	-								
合計							合計								
	91,893	97,958	86,185	84,385	81,663	110,537		93,282	97,400	85,560	84,057	81,663	110,537		

※ 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(独) 大学評価学位授与機構

所 管	文部科学省	主管課	高等教育局高等教育企画課					中期目標期間	平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日(5年間)					
沿 革	沿革 平 3.7 学位授与機構 → 平 12.4 大学評価・学位授与機構 → 平 16.4 独立行政法人大学評価・学位授与機構													
組織体制	本部所在地：東京都小平市学園西町 1-29-1 支所：竹橋オフィス(学術総合センター11F) 海外機関：なし													
役職員数	役員数：理事長(1人)、理事(2人)、監事(非常勤(2人))(平成 25 年 4 月 1 日現在)													
法人の目的	大学等(学校教育法第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第 104 条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。													
業務の範囲	1. 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。 2. 学校教育法第 104 条第4項の規定により、学位を授与すること。 3. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。 4. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 5. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。													
H20～23 年度における決算額 (H24～25 は 予算額)	【収入】	H20	H21	H22	H23	H24	H25	【支出】	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	・運営費交付金	1,896	1,858	1,755	1,484	1,371	1,195	・業務等経費	1,446	1,361	1,243	1,116	1,090	947
	・大学等認証評価手数料	91	168	104	46	103	283	・大学等評価経費	91	168	104	46	103	283
	・学位授与審査等手数料	106	105	105	104	107	105	・学位授与審査等経費	106	105	105	104	107	105
	・その他	22	20	13	16	8	8	・一般管理費	381	344	339	318	289	255
	・寄付金等収入	4	2	2	5	-	-	・受託事業費	266	-	-	-	-	-
	・受託事業収入	266	-	-	-	-	-							
(単位：百万円)	合計	2,384	2,152	1,978	1,655	1,588	1,591	合計	2,290	1,979	1,790	1,584	1,588	1,591

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(独) 国立大学財務・経営センター

所 管	文部科学省	主管課	高等教育局国立大学法人支援課				中期目標期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日(5年間)
沿 革	沿革:平成4年7月 旧国立学校特別会計に設けられた特別施設整備資金に係る業務を実施する機関として、国立学校財務センターが設置 → 平成 16 年4月 国立大学の法人化により国立学校特別会計が廃止されたことに伴い、同センターも独立行政法人化され、(独)国立大学財務・経営センターとなる。							
組織体制	本部所在地:千葉県千葉市美浜区若葉2-12 支所(東京連絡所):東京都千代田区一ツ橋2-1-2(竹橋) 海外機関:なし							
役職員数	職種	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	
	常勤職員	28	25	27	23	17	18	
	非常勤職員	11	14	14	12	4	6	
	合計	39	39	41	35	21	24	
<p>※1 上記職員数には役員(理事長1人、理事1人、監事2人(非常勤))を含む</p> <p>※2 平成 24 年度から 25 年度にかけて3名増員しているが、これは、①財務省及び会計検査院による、貸付事業の審査基準の見直しを行う必要があるとの指摘を踏まえ、現員では対応が困難であったことから、常勤職員1名、非常勤職員(時間雇用)1名を増員したこと、②23 年度末に非常勤職員が退職し、24 年4月1日時点で欠員となっていた非常勤職員を1名補充したことによる。</p>								
法人の目的	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「国立大学法人等」という。)の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資することを目的とする。							
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。 2. 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け(施設費貸付事業)を行うこと。 3. 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付(施設費交付事業)を行うこと。 4. 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。 5. 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。 6. 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、情報提供その他の業務を行うこと。 7. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 							

	【収入】	H20	H21	H22	H23	H24	H25	【支出】	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	H20～23年度 における決算 額 (H24、H25は 予算額) (単位：百万 円)	・運営費交付金 ・産学協力事業収入 ・受託事業収入 ・寄付金収入 ・長期借入金等 ・長期貸付金等回収金 ・長期貸付金等受取利息 ・財産処分収入 ・財産貸貸収入 ・財産処分収入納付金等 ・有価証券利息 ・雑収入	496 292 3 1 65,797 80,837 23,798 7,800 661 6,398 67 6	482 129 12 - 56,395 76,806 21,830 6,800 592 13,278 32 6	455 121 - - 41,454 77,143 19,942 5,600 501 130 14 7	393 111 2 - 53,940 79,136 18,112 5,888 424 728 11 11	351 - - - 56,900 78,527 17,027 5,100 367 536 - 2	294 - - - 59,600 77,787 15,429 4,590 282 689 - 2	・センター事業費 ・一般管理費 ・産学協力事業費 ・受託事業費 ・施設費貸付事業費 ・施設費交付事業費 ・長期借入金等償還 ・長期借入金等支払利息 ・租税公課等 ・債券発行諸費 ・債券利息 ・その他の支出	276 196 262 3 67,186 8,992 79,711 23,473 136 13 184 4	220 167 100 12 58,170 23,309 75,016 21,419 121 13 243 4	228 175 92 - 38,974 7,084 79,655 19,474 116 14 275 4	180 166 82 2 52,131 6,983 80,946 17,663 110 13 255 0	166 186 - - 55,371 5,600 80,057 16,764 100 13 250 -
	合 計	186,156	176,362	145,366	158,757	158,810	158,673	合 計	180,435	178,795	146,090	158,532	158,507	158,790

※ 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(独) 都市再生機構

所 管	国土交通省	主管課	国土交通省都市局、住宅局総務課									中期目標期間	平成 21 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日（5 年間）																																								
沿 革	① 昭 30.7 日本住宅公団 → 昭 56.10 住宅・都市整備公団 → 平 11.10 都市基盤整備公団 → 平 16.7 独立行政法人都市再生機構 ② 昭 50.9 宅地開発公団 → 昭 56.10 住宅・都市整備公団 → 平 11.10 都市基盤整備公団 → 平 16.7 独立行政法人都市再生機構 ③ 昭 37.7 産炭地域振興事業団 → 昭 47.10 工業再配置・産炭地域振興公団 → 昭 49.8 地域振興整備公団 ^(注) → 平 16.7 独立行政法人都市再生機構 (注) 地域振興整備公団からは地方都市開発整備等事業を移管（なお、他の事業は中小企業基盤整備機構に移管）																																																				
組織体制	本社：神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー 9 本部等（東日本都市再生本部、東日本賃貸住宅本部、首都圏ニュータウン本部、千葉地域支社、神奈川地域支社、埼玉地域支社、中部支社、西日本支社、九州支社）																																																				
役職員数	役 員 数 ： 理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 8 人、監事 3 人（平 25.1.1 現在） <div style="text-align: right;">(単位：人)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 5%;">16.4.1 現在</th> <th style="width: 5%;">17.4.1 現在</th> <th style="width: 5%;">18.4.1 現在</th> <th style="width: 5%;">19.4.1 現在</th> <th style="width: 5%;">21.1.1 現在</th> <th style="width: 5%;">22.1.1 現在</th> <th style="width: 5%;">23.1.1 現在</th> <th style="width: 5%;">24.1.1 現在</th> <th style="width: 5%;">25.1.1 現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤職員数</td> <td>4,655 人</td> <td>4,459 人</td> <td>4,308 人</td> <td>4,157 人</td> <td>4,003 人</td> <td>3,922 人</td> <td>3,836 人</td> <td>3,642 人</td> <td>3,475 人</td> </tr> <tr> <td>非常勤職員数</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>13 人</td> <td>62 人</td> </tr> </tbody> </table>																							区 分	16.4.1 現在	17.4.1 現在	18.4.1 現在	19.4.1 現在	21.1.1 現在	22.1.1 現在	23.1.1 現在	24.1.1 現在	25.1.1 現在	常勤職員数	4,655 人	4,459 人	4,308 人	4,157 人	4,003 人	3,922 人	3,836 人	3,642 人	3,475 人	非常勤職員数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	13 人	62 人
区 分	16.4.1 現在	17.4.1 現在	18.4.1 現在	19.4.1 現在	21.1.1 現在	22.1.1 現在	23.1.1 現在	24.1.1 現在	25.1.1 現在																																												
常勤職員数	4,655 人	4,459 人	4,308 人	4,157 人	4,003 人	3,922 人	3,836 人	3,642 人	3,475 人																																												
非常勤職員数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	13 人	62 人																																												
法人の目的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。【都市再生機構法第 3 条】																																																				
業務の範囲	1. 都市再生事業 民間事業者、地方公共団体と役割分担しながら、大規模な基盤整備を伴う事業、密集市街地整備及び地方都市等の中心市街地の活性化など、政策的意義の高い都市再生を実施。 2. 賃貸住宅事業 賃貸住宅ストックの維持管理及び建替え・リニューアルによる再生・再編を実施。 3. 震災復興事業 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、地方公共団体からの委託又は要請に基づき、面整備、災害公営住宅の建設等の復興事業を実施。 4. 経過業務 ・ニュータウン整備事業の計画的な工事及び宅地の供給・処分。 ・国営公園内における特定公園施設（利用について料金を徴収する有料公園施設）の管理を実施。																																																				
H16～25 年度における決算額 (H25 は予算額) (単位：十億円)	【 収 入 】	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	【 支 出 】	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																															
	国庫補助金	64	60	58	52	47	46	42	35	36	38	業務経費	722	708	736	723	698	693	616	510	544	643																															
	政府補給金等	33	44	41	38	35	31	0	-	-	-	受託経費	27	34	25	18	18	24	14	7	13	101																															
	資本収入	1	29	32	32	52	58	-	-	-	-	借入金等償還	1437	5245	1779	1880	1989	908	1343	975	1453	1115																															
	借入金及び債券収入	1458	4416	1019	1092	1760	729	1072	736	1137	1039	支払利息	449	384	316	273	262	250	240	228	217	210																															
	業務収入	1051	1887	1572	1666	1114	1035	1110	1006	1116	941	一般管理費	39	57	55	54	49	52	53	53	47	51																															
	受託収入	23	34	26	23	18	25	20	13	24	105	人件費	32	48	46	44	40	42	42	43	40	41																															
	業務外受入	43	11	28	43	15	23	17	8	13	3	その他一般管理費	8	9	9	10	9	10	11	9	7	10																															
	合 計	2674	6481	2777	2945	3041	1945	2260	1799	2326	2126	業務外支出	6	31	12	10	42	7	8	7	6	7																															
												合 計	2681	6460	2923	2958	3060	1934	2275	1780	2279	2126																															

(独) 奄美群島振興開発基金

所 管	財務省、国土交通省	主管課	財務省大臣官房政策金融課、国土交通省国土政策局特別地域振興官									中期目標期間	平成 21 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日（5 年間）									
沿 革	昭30. 9 奄美群島復興信用保証協会（設立） → 昭34. 3 奄美群島復興信用基金（改称） → 昭39. 4 奄美群島振興信用基金（改称） → 昭49. 4 奄美群島振興開発基金（改称） → 平16. 10 独立行政法人奄美群島振興開発基金（設立）																					
組織体制	本 部：鹿児島県奄美市名瀬港町 1－5 徳之島事務所：鹿児島県大島郡徳之島町亀津 2928－4 沖永良部事務所：鹿児島県大島郡和泊町和泊 1225																					
役職員数	役 員 数： 理事長 1 人、理事 1 人（常勤）、監事 2 人（非常勤 2）（平 25. 1. 1 現在）																					
	(単位：人)																					
	区 分	16. 10. 1 現在	17. 4. 1 現在	18. 4. 1 現在	19. 4. 1 現在	21. 1. 1 現在	22. 1. 1 現在	23. 1. 1 現在	24. 1. 1 現在	25. 1. 1 現在												
常勤職員数	21	21	20	20	18	18	18	18	19													
非常勤職員数	3	4	4	3	5	5	5	2	3													
法人の目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励すること 【奄美群島振興開発特別措置法第 11 条】																					
業務の範囲	一 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。 二 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者（次号に規定する事業者を除く。）で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。 三 奄美群島において振興開発計画に基づく事業（奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。）を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。 【奄美群島振興開発特別措置法第 17 条】																					
H16～25 年度における決算額 (H25 は予算額) (単位：百万円)	【収 入】	H16 (後半)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	【支 出】	H16 (後半)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	出資金	300	502	502	502	502	334	334	334	334	334	代位弁済金	249	499	444	424	274	714	58	51	107	200
	政府出資金	300	300	300	300	300	200	200	200	200	200	貸付金	1,051	2,010	1,681	1,823	1,407	1,274	1,385	1,449	1,452	2,400
	地方公共団体出資金	-	202	202	202	202	134	134	134	134	134	借入金償還	461	767	654	588	539	357	261	86	87	88
	求償権等回収金	193	155	206	144	147	173	178	109	145	219	事業費	29	44	30	22	15	9	5	3	2	1
	貸付回収金	1,286	2,262	2,134	2,174	2,146	2,196	2,141	1,838	1,642	1,936	一般管理費	146	253	238	234	253	196	202	199	192	215
	借入金等	20	10	200	300	100	-	-	-	-	-	人件費	112	184	173	173	191	143	150	154	143	157
	事業収入	222	340	337	294	288	248	208	205	189	238	その他一般管理費	34	69	65	61	62	53	53	46	49	58
	事業外収入	4	11	14	24	27	25	25	27	29	36	その他の支出	-	3	2	5	0.4	10	6	9	8	4
	その他の収入	37	47	36	39	35	31	55	17	33	17	計	1,935	3,576	3,049	3,096	2,488	2,559	1,919	1,798	1,848	2,908
計	2,062	3,327	3,430	3,478	3,245	3,007	2,941	2,530	2,372	2,781												

(注) 平成 16 年度から 24 年度の決算額は決算報告書 ((独) 奄美群島振興開発基金) に基づき、25 年度の予算額は年度計画に基づきそれぞれ記載した。なお、百万円未満を四捨五入したため、合計が合わない場合がある。

(独) 労働者健康福祉機構

未定稿

所 管	厚生労働省	主管課	労働基準局労災補償部労災管理課				中期目標期間	平成 21 年4月1日～ 26 年3月 31 日(5年間)				
沿 革	昭和 32. 7 労働福祉事業団 → 平成 16. 4 独立行政法人労働者健康福祉機構											
組織体制	○本部所在地：〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア東館 ○施設：労災病院 32 カ所(2分院含む)、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、労災看護専門学校9カ所、勤労者予防医療センター9カ所、産業保健推進センター15カ所、産業保健推進連絡事務所 32 カ所、労災リハビリテーション作業所3カ所、高尾みころも霊堂											
役職員数	役員数：理事長(1)、理事(常勤4)、監事(常勤1、非常勤1)(H25. 4. 1 現在) 常勤職員数：15, 609 人 (H25. 4. 1 現在)											
法人の目的	(※独立行政法人労働者健康福祉機構法第三条) 独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。											
業務の範囲	1. ①療養施設の設置及び運営を行うこと、②健康診断施設の設置及び運営を行うこと、③労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと、④労働安全衛生法第 13 条の2に規定する事業場について、同法第 13 条第2項に規定する要件を備えた医師を選任し、当該医師に同条第 1 項に規定する労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する助成金の支給を行うこと、⑤労働安全衛生法第 66 条の2の規定による健康診断を受ける労働者に対する助成金の支給を行うこと、⑥賃金の支払の確保等に関する法律第3章に規定する事業(同法第8条に規定する業務を除く。)を実施すること、⑦リハビリテーション施設の設置及び運営を行うこと、⑧被災労働者に係る納骨堂の設置及び運営を行うこと、⑨前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2. 上記1. の業務のほか、上記1. の業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法第7条第1項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができる。 3. ①機構成立前の療養施設の移譲又は廃止の業務。②年金たる保険給付を受ける権利を有する者に対する当該権利を担保とする小口の資金の貸付けにより貸し付けられた資金に係る債権の回収について、独立行政法人福祉医療機構から委託を受けた場合において、当該債権の回収業務が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務、③事業者等が労働災害の防止及び労働者の健康の保持のため必要とする資金の貸し付けにより貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務。 ※独立行政法人総覧(平成 24 年度版)に基づき記載。											
H21～25 年度に おける決算額 (H24, 25 は予算額) (単位：億円)	【収入】	H21	H22	H23	H24 予算	H25 予算	【支出】	H21	H22	H23	H24 予算	H25 予算
	運営費交付金	107	95	90	82	71	業務経費	2, 831	2, 809	2, 811	3, 132	3, 069
	国庫補助金	281	230	372	255	214	施設整備費	14	25	32	27	27
	民間借入金	37	30	25	23	19	受託経費	5	7	11	—	—
	自己収入	2, 731	2, 860	2, 878	3, 019	3, 050	借入金償還	44	37	30	26	22
	受託収入	5	8	11	—	—	支払利息	0	0	0	0	0
	合 計	3, 162	3, 223	3, 375	3, 380	3, 354	一般管理費	202	191	189	181	179
							合 計	3, 097	3, 070	3, 073	3, 366	3, 297

(独) 国立病院機構

未定稿

所 管	厚生労働省	主管課	医政局国立病院課				中期目標期間	平成 21 年4月1日～26 年3月 31 日(5年間)				
沿 革	昭 20. 12 厚生省国立病院、国立療養所(陸海軍病院等を引き継いで発足) → 昭 22. 4厚生省国立療養所(日本医療団の解体に伴う移管) → 平 16. 4独立行政法人国立病院機構(国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所を除く)											
組織体制	○本部所在地: 東京都目黒区東が丘2-5-21 全国に 143 病院(運営病床数 51, 897 床)、看護師等養成所 40 校を設置、運営。											
	役 員 数: 理事長(1)、副理事長(常勤1)、理事(常勤2、非常勤9)、監事(常勤1、非常勤1)(H25. 4. 1 現在) 職 員 数: 71, 116 人(常勤職員 58, 471、非常勤職員 12, 645)(H25. 4. 1 現在)											
法人の目的	(※独立行政法人国立病院機構第3条) 独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。											
業務の範囲	1. 医療を提供すること。 2. 医療に関する調査及び研究を行うこと。 3. 医療に関する技術者の研修を行うこと。 4. 上記1から3の業務に附帯する業務を行うこと。 ※独立行政法人総覧(平成 24 年度版)に基づき記載。											
H21～25 年度に おける決算額 (H24, 25 は予算額) (単位: 億円)	【収 入】	H21	H22	H23	H24 予算	H25 予算	【支 出】	H21	H22	H23	H24 予算	H25 予算
	運営費交付金	460	437	362	286	230	業務経費	7, 175	7, 444	7, 676	7, 919	8, 207
							○診療業務経費	6, 518	6, 800	7, 027	7, 147	7, 456
	施設設備費補助金	41	24	22	1	0	○教育研修業務経費	63	63	61	62	65
							○臨床研究業務経緯	104	107	107	109	114
	長期借入金等	0	172	100	341	341	○その他の経費	490	474	480	600	572
	業務収入	7, 765	8, 285	8, 514	8, 704	8, 966	施設設備費	764	518	528	887	1, 123
							借入金償還	502	510	461	450	414
	その他収入	557	564	187	190	401	支払利息	135	119	104	96	83
							その他支出	213	870	364	91	90
	合 計	8, 823	9, 481	9, 185	9, 522	9, 938	合 計	8, 789	9, 460	9, 134	9, 443	9, 916

※ 機構の各年度決算報告書及び平成 24・25 年度計画に基づき作成。なお、四捨五入の関係で合計値は必ずしも一致しない。

(独) 医薬品医療機器総合機構

所 管	厚生労働省	主管課	医薬食品局総務課				中期目標期間	平成 21 年4月1日～26 年3月 31 日(5年間)						
沿 革	<p>○ 昭 54.10 認可法人医薬品副作用被害救済基金 として設立 → 昭 62.10 認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興基金に改組 → 平 6.4 認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に改組</p> <p>○ 昭 60.6 財団法人医療機器センターの一部の業務を統合 → 平 16.4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 ○ 平 9.7 国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターの業務を統合 ※平 17.4 研究開発振興業務を独立行政法人医薬基盤研究所へ移管</p>													
組織体制	○ 本部所在地:東京都千代田区霞が関3丁目3番地2号 新霞が関ビル													
役 職 員 数	<p>○ 役員数: 理事長、理事3(常勤3)、監事2(常勤1、非常勤1) (平 25.4.1 現在)</p> <p>○ 職員数: 1,073(常勤 702 人、非常勤職員 371 人) (平 25.4.1 現在)</p>													
法人の目的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資すること。※独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第3条													
業務の範囲	<p>1 健康被害救済業務(①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付を行うこと。③特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を行うこと。)</p> <p>2 審査関連業務(①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導及び助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GLP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP/QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。)</p> <p>3 安全対策業務(①医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造販売業者等への指導及び助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。) ※独立行政法人総覧(平成 24 年度版)に基づき記載。</p>													
H21～25 年度における 決算額(H24、25年度は予算額) (単位:億円)	【 収 入 】		H21 (決算)	H22 (決算)	H23 (決算)	H24 (予算)	H25 (予算)	【 支 出 】		H21 (決算)	H22 (決算)	H23 (決算)	H24 (予算)	H25 (予算)
	・ 運営費交付金		6	4	4	3	3	・ 業務経費		272	205	199	295	340
	・ 国庫補助金		5	7	12	15	15	救済給付金		18	19	21	-	-
	・ その他の政府交付金		-	95	-	-	-	保健福祉事業費		0	1	1	-	-
	・ 業務収入		316	264	228	251	268	業務費		7	7	7	-	-
	手数料収入		90	96	101	95	106	審査等事業費		72	73	77	-	-
	拠出金収入		195	134	98	132	137	安全対策事業費		18	22	28	-	-
	受託業務収入		21	20	19	20	20	特定救済給付金		137	63	47	-	-
	助成金収入		7	10	5	-	-	健康管理手当等給付金		15	14	13	-	-
	運用収入		4	4	4	5	5	特別手当等給付金		2	2	2	-	-
・ その他の収入		0	1	0	0	1	調査研究事業費		3	3	3	-	-	
							・ 一般管理費		16	14	13	20	29	
							人件費		5	6	6	7	7	
							物件費		11	9	7	12	22	
							・ その他の支出		0	0	0	-	-	
合 計		327	371	244	269	287	合 計		288	219	213	314	369	

(独) 年金・健康保険福祉施設整理機構

所 管	厚生労働省	主管課	年金局 事業企画課	中期目標期間	平成17年10月1日～26年3月31日(8年6か月間)
沿 革	平17.10 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構 → 平26.4.1 独立行政法人地域医療機能推進機構				
組 織 体 制	○本部所在地:千葉県船橋市海神町西1-1042-2 ○サテライトオフィス:東京都港区高輪3-22-12				
役職員数	役 職 員:理事長(1)、理事(非常勤1)、監事(非常勤2) (H25.4.1 現在) 常勤職員数:21人(H25.4.1 現在)				
法人の目的	<p>(※独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第3条)</p> <p>国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十号。以下この条において「国民年金法等改正法」という。)第七条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。第十四条第一号において「旧厚生年金保険法」という。)第七十九条又は国民年金法等改正法第三条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。第十四条第二号において「旧国民年金法」という。)第七十四条の施設及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)第一百五十五条第一項又は第二項の事業(政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。第十四条第三号において同じ。)の用に供していた施設であつて厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もつて厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。</p> <p>(※参考 独立行政法人地域医療機能推進機構法第3条)</p> <p>国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十号)第七条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条の施設及び健康保険法(大正十一年法律第七十号)第一百五十五条第一項又は第二項の事業(政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。)の用に供していた施設であつて厚生労働大臣が定めるもの並びに附則第四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた施設である病院(医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。第十三条第一項第一号において同じ。)、介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。第十三条第一項第二号において同じ。)等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>				
業務の範囲	<p>① 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止すること。</p> <p>② 年金福祉施設等を譲渡し、又は廃止するまでの間、当該年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。</p> <p>③ 上記①及び②に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(参考 独立行政法人地域医療機能推進機構の業務の範囲)</p> <p>① 病院の設置及び運営を行うこと。</p> <p>② 介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。</p> <p>③ 看護師養成施設(保健師助産師看護師法(昭和三十二年法律第二百三十三号)第二十一条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所をいう。)の設置及び運営を行うこと。</p> <p>④ 上記①から③までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>⑤ 機構は、上記①から③までに掲げる業務を行うために設置する施設については、新設してはならない。</p> <p>⑥ 機構は、上記①から④までに規定する業務のほか、上記①から④までに規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、介護保険法第一百五十五条の四十七第一項の規定により市町村の委託を受けて行う同法第一百五十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業に係る業務その他同法に規定する事業であつて厚生労働省令で定めるものに係る業務を行うことができる。</p>				

	【収入】										【支出】									
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24 予算	H25 予算	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24 予算	H25 予算		
H17~25 年度 における決 算額 (H24、25 予算額) (単位:億円)	不動産売却収入	48	271	373	519	514	496	-	54	119	業務経費	4	16	16	17	17	49	7	124	112
	運用収入	0	0	1	3	2	1	0	0	0	一般管理費	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	雑収入	0	1	11	24	43	84	10	3	1	国庫納付金	-	13	230	403	486	892	-	-	138
	借入金収入	2	-	-	-	-	-	-	-	-	借入金償還	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度繰越金	-	43	285	423	547	601	240	230	223	借入金金利	0	-	-	-	-	-	-	-	-
											翌年度繰越金	43	285	423	547	601	240	243	162	92
	合計	50	315	670	969	1,105	1,182	250	287	343	合計	50	315	670	969	1,105	1,182	250	287	343

※ 平成 17 年度は設立初年度であり、期間は機構の設立された 10 月 1 日からの 6 か月。